

## 第 79 回（令和 7 年度）国民スポーツ大会山口県代表選手選考会 少年男女 帆走指示書

### 略語

|    |                                              |
|----|----------------------------------------------|
| DP | プロテスト委員会の裁量によるペナルティーが課される規則                  |
| NP | 艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは規則60.1を変更している。 |

### 1. 規則

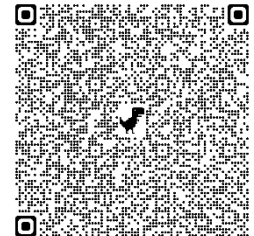
- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則』（以下「規則」）に定義された規則が適用される。
- 1.2 付則Ⅰは適用しない。これは、公示 1.3 を変更している。
- 1.3 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項は適用しない。

### 2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日最初のレースのスタート 60 分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 18：00 までに掲示される。

### 3. 競技者とのコミュニケーション

競技者への通告は、公式掲示板に掲示される。  
レース委員会の公式掲示板は、クラブハウス研修室南側に設置する。  
プロテスト委員会の公式掲示板は、WEB 上に設置される。WEB 上の[公式掲示板](#)へはリンクおよび右記 QR Code よりアクセスできる。  
メールアドレスを登録した競技者は、公式掲示板サイトからの通知を受け取ることができる。



### 4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス南側に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 【NP】【DP】音響 1 声と共に形容される D 旗は、「予告信号は、30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。「D 旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。

### 5. 日程

#### 5.1 大会の日程

|              |       |                        |
|--------------|-------|------------------------|
| 7 月 1 2 日（土） | 08:30 | 大会受付                   |
|              | 09:00 | ブリーフィング                |
|              | 09:55 | 最初のレースの予告信号<br>引き続きレース |
| 7 月 1 3 日（日） | 09:00 | ブリーフィング                |
|              | 09:55 | 最初のレースの予告信号<br>引き続きレース |

#### 5.2 最大 6 レースを予定する。

5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、レース委員会の信号艇は予告信号を発する 5 分前までに、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.4 7 月 1 3 日は 15:30 より後に予告信号を発しない。

### 6. クラス旗

6.1 各クラスのクラス旗は、次のとおりとする。

- 420 級 青色で 420 クラスの記章を記した白色旗
- ILCA6 級 赤色でレーザーマークを記した緑色旗

7. レース・エリア  
レース・エリアはスポーツ交流村ヨットハーバー沖とする。
8. コース  
8.1 添付 1 のコース図に、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
9. マーク  
9.1 マーク 1 は、緑色の円錐台形のブイとする。マーク 2 は、赤色の円錐形のブイとする。  
9.2 指示 11 に規定される新しいマークは、黄色の円錐台形のブイとする。  
9.3 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にある赤色の円錐形のブイである。  
9.4 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるピンク色の円錐形ブイである。
10. スタート  
10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。  
10.2 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは付則 A5 を変更している。
11. コースの次のレグの変更  
コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置する。
12. フィニッシュ  
フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
13. ペナルティー方式  
13.1 付則 P が適用される。  
13.2 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティーに適用される。
14. タイム・リミットとターゲット・タイム  
14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは、次の通りとする。ただし、この時間どおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則 61.4(b)(1) を変更している。

|         | タイム・リミット | マーク 1 の<br>タイムリミット | フィニッシュ・<br>ウィンドウ | ターゲット・<br>タイム |
|---------|----------|--------------------|------------------|---------------|
| 420 級   | 45 分     | 15 分               | 10 分             | 30 分          |
| ILCA6 級 | 45 分     | 15 分               | 10 分             | 30 分          |
- 14.2 最初の艇がスタートしてコースを帆走しフィニッシュした後、その他の艇がフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35 付則 A5 を変更している。
- 14.3 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるため、レース委員会の信号以外のレース委員会艇にも、N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚する場合がある。但し、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う N 旗の降下については、レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは、レース信号を変更している。

## 15 審問要求

- 15.1 審問要求は、適切な時間内に WEB フォームにて提出されなければならない。WEB フォームの URL は QR Code の掲示板にて通知される。ただし、WEB フォームから提出することが困難な場合は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、提出することができる。
- 15.2 抗議締切時刻は通告される。その日の当該クラスの抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。時刻は公式掲示板に掲示される。
- 15.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために通告する。
- 15.4 付則 P に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 15.5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 10 分以内に掲示する。
- 15.6 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。ただし、7 月 13 日に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。これは規則 63(b)を変更している。
- 15.7 7 月 13 日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 61.2 を変更している。

## 16. 得点

- 16.1 本大会は、6 レースが予定され、2 レースの完了をもって成立する。
- 16.2 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とし、5 レース以上完了した場合には、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3 指示 17 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し、参加艇数+1 点の得点を与える。これは規則 63.1 及び付則 A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 17.2 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.3 および 17.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 16.4 提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入して訂正を要請しなければならない。

## 17. 【NP】 申告

- 17.1 出艇申告及び帰着申告は署名方式で行う。艇長は、クラブハウス南側の「レース申告受付書」で所定の出着艇申告書に署名しなければならない。
- 17.2 出艇しようとする艇の艇長は、当該クラスの D 旗掲揚 10 分後までに出艇申告をしなければならない。
- 17.3 帰着した艇の艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、帰着後直ちに、クラブハウス内の所定の出着艇申告書に署名しなければならない。帰着申告締切時刻は、当該クラスのレース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 17.4 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に再度出艇申告を行わなければならない。
- 17.5 リタイアしようとする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れ、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、指示 17.3 の帰着申告を行ったうえリタイア報告書を提出しなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。

18. 【NP】安全規定

- 18.1 【DP】レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。
- 18.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的に救助を行うことができる。これは救済の根拠にはならない。これは規則 61.4(b) を変更している。
- 18.3 艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人浮揚用具（ライフジャケット：自分の体重を支えるために十分な浮力があるもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の脱着に関わる短時間の場合には、この限りではない。この項は、規則第 4 章前文を変更している。

19. 【NP】【DP】装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。交換要請は、最初の適当な機会にレース委員会におこなわなければならない。

20. 【NP】【DP】無線通信

レース艇は、レース中に無線の送受信をおこなってはならない。この制限は携帯電話および GPS にも適用する。

21. ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

22. 選考

第 79 回国民スポーツ大会山口県代表選手選考実施要項に基づき、選考する。

22. リスク・ステートメント

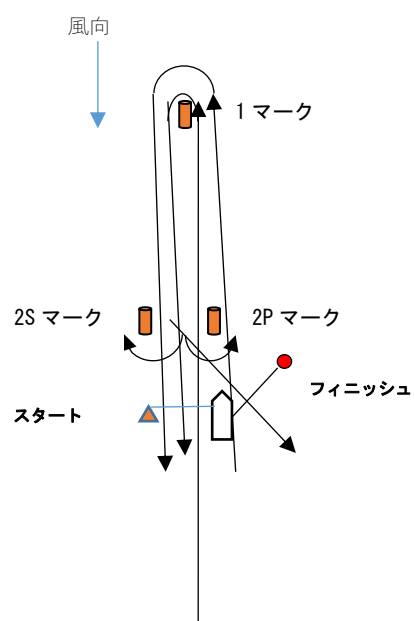
規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスク増大などがある。セーリングスポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。

23. 故意または過失によって生じた損害の補償

主催団体は、競技者または支援者に対して、その故意または過失によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、レース委員会の査定に従うものとする。

【添付 1】コース図

S-1-2S/2P-1-2P-F



【コース図】

<コース> S-1-2-1-2-F

